

諮問第 1 号

退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

熊本県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定に基づき審査請求があったので、同条第2項の規定により、次のように諮問する。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 諮問の内容

熊本県教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分の取消しを求める審査請求について意見を求める。

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人 元公立小学校教諭
- (2) 処分庁 熊本県教育委員会
- (3) 審査請求番号 平成28年（人審）第1号
- (4) 事案の概要

ア 支給制限処分の理由によれば、審査請求人は、所属校の職員室において、同僚教諭2人のパソコンにそれぞれ接続されていたUSBメモリ2本を窃取し、そのうち、児童の通知表や連絡網等の電子データが記録されていた1本を報道機関に送付し、秘密を漏えいした。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒免職処分を行うとともに、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第12条第1項の規定により、一般の退職手当等2,107,661円の全部を支給しないとする処分を行った。

（提案理由）

地方自治法第206条第1項による審査請求について、同条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。